

平成20年度「介護サービス情報の公表」制度事業者説明会(第3回) 質問回答

1. 報告システムに関すること（主旨が同じ質問への回答は1つにまとめさせていただいています）

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
1	WEB上で報告後、「差し戻し」などの結果が返送されるのは何日間くらいを目安にしたらいいか。常にチェックする環境・習慣がないので教えてほしい。	常にチェックする必要はありません。「差し戻し」となった際には、公表センターからご担当者様に、電子メール又は電話でその旨を連絡します。連絡があった後、報告システムにログインして内容を確認してください。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日
2	報告方法を手書きからWEBへ変更したい。	公表センターに電話又はFAXで連絡してください。報告システムに必要なID及びパスワード等をお送りします。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日

2. 制度全般に関すること

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
1	情報公表のシステム画面を見てサービスを選んだとう方の声を聞きたい。高齢者がコンピュータを使ってシステムを見るとは思わない。	インターネットでの公表は、いつでも、どこでも、だれでも見ることができることを利点としていますが、高齢者の利用の現状を含めどのような人がアクセスしているかなどの詳細は、現行のシステムでは把握できる仕組みとなっております。利用者がアクセスしたことが分かるようなシステムの改善要望を行なっていきたいと思います。 また、実際にコンピュータを使えない方々も多数いらっしゃることも事実であり、ケアマネジャーなど利用者と事業者のパイプ役となる方々にもっと利用して頂けるよう普及啓発に努めていきたいと考えています。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日
2	公表に係る手数料も高く、利用者が少ないのならもう少し手数料を安くして欲しい。5万円超の金額は事業所にとっても大きな負担である。	手数料の金額は、厚生労働省通知「『介護サービス情報の公表』制度における手数料に関する指針」を踏まえ、算定しているところです。 なお、来年度以降の手数料の金額については、事業の実施状況及び事務の効率化の進捗等の実情を踏まえ、検討する予定です。	広島県	11月12日
3	福祉用具貸与事業所の選択は、ケアマネジャー独自で決められるケースが多く、努力が報われないことが多くある。利用者が自ら判断するのが難しい年齢層のため、情報の公表は意味がないと思うし、手数料も高すぎる。	介護サービス情報の公表制度は介護保険法により事業者を実施が義務付けられているものであります。 県では、制度が利用者のサービス選択に役立つよう、引き続き、制度の普及啓発に努めて参ります。 なお、来年度以降の手数料の金額については、事業の実施状況及び事務の効率化の進捗等の実情を踏まえ、検討する予定です。	広島県	11月12日

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
4	手数料について、受益者負担ということで本来利益を得るはずの被保険者が負担してもよいのではないか。手数料の一部公費負担を検討してもらいたい。	介護サービス情報の公表制度におきましては、手数料により事業運営していますが、国に対しても制度に係る財政措置等の方策を講じるよう要望しているところです。	広島県	11月12日
5	調査項目「地域包括支援センターにつなげた記録がある」について、困難事例を別の方法で解決しているため、特に地域包括支援センターとの連携が不要でも必要なのか。(予防でなくても必要なのか)	困難事例を別の方法で解決しているということであれば、当項目は「なし」とご報告いただければ結構です。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日
6	確認のための材料の「その他」は何を入れるのか。	確認のための材料に例示された材料・資料がない場合に、確認事項を満たしていると考えられる「その他の資料」があれば記載してください。なお、その他欄は備考やコメント欄として使用するものではありませんのでご注意ください。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日
7	確認事項の「該当なし」の考え方について詳しく教えてほしい。	事業所において当該項目に係る取組みを行っていない場合に記載してください。 例えば、「利用者等の金銭管理の記録がある」という確認事項であれば、事業所として金銭管理のサービス(取組)自体を行っていない場合に「該当なし」となるものです。調査対象期間内に該当する事例が生じていない場合は報告欄に「なし」とご報告いただければ結構です。	広島県介護サービス情報公表センター	11月12日
8	報告の要否について、何故金額によって区別しないといけないのか。県の指定事業として同一条件で情報公表する必要があると思う。	報告対象となる事業者については、介護保険法に規定されており、介護報酬の金額に係る区分については、介護保険法施行規則に規定されているところです。	広島県	11月12日